特 定 公 共 賃 貸 住 宅 入 居 申 込 要 領

令和 5 年度 随時募集用

敦賀市建設部住宅政策課

1. 特定公共賃貸住宅入居収入基準額早見表（前年中の総収入金額による）

下表は、特定扶養控除、ひとり親控除、寡婦控除、老人扶養控除、障害者控除等の対象者がいない世帯の、給与所得者１人の場合の収入基準です。

- 総収入金額は、給与･賞与等の全てを含めた収入金額のことです（≠「所得」額）。
- 入居しようとする親族に２人以上収入のある世帯は、この収入基準は参考になりません。
- 前年の１月から申込時までの間に、途中就職・休職・退職した場合も参考になりません。

◎一般世帯の総収入金額

額	扶養親族1人	扶養親族2人	扶養親族3人	扶養親族4人	扶養親族5人
下限	年収3,511,999円 [算定所得年額] 2,375,600円 [算定所得月額] 157,966円	年収3,995,999円 [算定所得年額] 2,753,600円 [算定所得月額] 157,800円	年収4,471,999円 [算定所得年額] 3,134,400円 [算定所得月額] 157,866円	年収4,947,999円 [算定所得年額] 3,515,200円 [算定所得月額] 157,933円	年収5,423,999円 [算定所得年額] 3,896,000円 [算定所得月額] 158,000円
上限	年収8,248,888円 [算定所得年額] 6,323,999円 [算定所得月額] 486,999円	年収8,654,000円 [算定所得年額] 6,704,000円 [算定所得月額] 487,000円	年収9,034,000円 [算定所得年額] 7,084,000円 [算定所得月額] 487,000円	年収9,414,000円 [算定所得年額] 7,464,000円 [算定所得月額] 487,000円	年収9,794,000円 [算定所得年額] 7,844,000円 [算定所得月額] 487,000円

※所得年額算出式

年収 6,600,000 円～8,500,000 円：年収額 × 0.9 － 1,100,000 円

年収 8,500,000 円以上：年収額 － 1,950,000 円

2. 申込資格

下記1～7の全てに該当することが必要で、非該当がある場合は申込資格がありません。

1 夫婦または親子を主体とした家族であること。

- 婚姻前の場合、婚約中であることの証明書の提出が必要です（入居できるのは婚姻後です。申込書提出から３ヵ月以内に入籍される方が申込みできます。）。
- 敦賀市または、福井県パートナーシップ宣誓制度において宣誓した場合、そのことを証明する書類の提出が必要です。（他市、他県での宣誓については申込は認められません。）
- 単身者、離婚協議中の方、または世帯を不自然に分離しての申込みは認められません。

2 収入(所得月額)が下記基準額の範囲内であること。

- 入居する方全員の所得額の合算額から控除額を差引いて算出する、所得月額の基準です。
- 令和５年１月以降に職場を変更した場合は、申込みの際に、現職場から収入証明書類が取れる方でなければ申込みができません。

◎基準額・・・１５８，０００円以上４８７，０００円以下

- 直近１年間の所得月額が概ね１５８，０００円前後となる（見込みの）方を含みます。

○所得月額の算出方法

所得年額から控除額を差引いた残額の１２分の１の額です。入居する家族（婚約者含む）に所得のある方が２人以上いる場合は、各々の所得額を合算し、下記計算式で算出します。

所得年額 － 各控除額（下記参照） ÷ 12ヵ月

- 親族控除…1 人につき 380,000 円。入居する親族のうち申込者本人以外の者（扶養控除対象かどうかは不問）及び遠隔地扶養親族がいる場合に控除。申込期間経過後の出生者は対象とならない。
- 施行令控除…1 人につき 100,000 円。給与所得または公的年金等雑所得のある者（所得額が当該額未満の場合は所得額全額）。
- ひとり親控除…350,000 円（所得額が当該額未満の場合は所得額全額）。ひとり親で扶養する子がいる場合に控除。
- 寡婦控除…270,000 円（所得額が当該額未満の場合は所得額全額）。寡婦に該当する場合に控除。
- 特定扶養控除…1 人につき 250,000 円。扶養親族に 16 歳以上 23 歳未満の者がいる場合に追加控除。
- 老人扶養控除…1 人につき 100,000 円。70 歳以上の、扶養親族または控除対象配偶者がいる場合に追加控除。
- 障害者控除…1 人につき 270,000 円。障害者（身体障害 3～6 級）に該当する者がいる場合に追加控除。
- 特別障害者控除…1 人につき 400,000 円。重度障害者（身体障害 1～2 級）に該当する者がいる場合に追加控除。

3 現に自ら居住するための住宅を必要としていること。

- 転貸することや、セカンドハウスとして利用しようとする場合は申込みができません。

4 入居の申込者及び同居しようとする親族全員が市税等を滞納していないこと。

- 入居しようとする方は市外在住の方も含め、現居住地での市税等の完納が必要です。

5 入居の申込者及び同居しようとする親族全員が暴力団員ではないこと。

6 連帯保証人（1人）があること。

- 連帯保証人となれる方は、入居の申込みをする方と同程度以上の収入がある方で、かつ、原則として市内在住の、市営住宅入居者以外の方です。

7 特定公共賃貸住宅管理条例・同条例施行規則を厳守し、健全な共同生活を円満に営むこと。

- 市営住宅家賃等の未払いがある、迷惑行為等で行政処分経験がある方は申込みできません。

3. 必要書類

入居を申込まれる方には、下記の書類を提出(提示)していただきます。申込資格確認のために、他にも証明書等を提出いただく場合があります。書類不備の場合は、受け付けできません。

【提出(提示)必須書類】

◎敦賀市特定公共賃貸住宅入居申込書 ⇒ 住宅政策課で配布

◎敦賀市特定公共賃貸住宅補充募集申込者居住状況調書 ⇒ 住宅政策課で配布

◎令和5年度所得証明書 ⇒ 居住地の税務担当課等で発行

- 申込者及び入居しようとする方全員分(学生及び未就学児は除く)が必要。

◎令和5年分源泉徴収票または確定申告書の控え ⇒ 就業先から発行または自身で保管

- 令和５年１月以降に職場を変更した場合は、退職及び収入の(見込)証明書類等も必要。

◎住民票(謄本) ⇒ 居住地の住民担当課等で発行

- 申込者と同居中の方全員分の住民票。別居中の方(婚約者も同様)との申込みの場合は、各々の世帯全員分の住民票謄本(世帯主・続柄・筆頭者・本籍を省略しないこと)。

◎健康保険被保険者証 ⇒ 申込者や入居しようとする方が持参

- 申込者及び入居しようとする方全員分を提示。

【該当者のみ提出(提示)書類】

〇令和5年分年金源泉徴収票または支払通知書 ⇒ 公的年金は年金事務所で発行

- 各種年金、恩給等を受けている方全員分を提出。

〇納税(完納)証明書または非課税証明書 ⇒ 居住地の税務担当課等で発行

- 市内在住の場合は不要。市外在住の場合は、居住地の税務担当課からの取り寄せが必要。
- 申込者及び入居しようとする方全員分(就業していない未成年者は除く)が必要。
- 申込時点で納期が過ぎた市県民税(住民税)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付状況を確認します(「分納中」は「市税等を滞納していない」ことになりません)。

〇収入(見込)証明書及び就業状況(退職)証明書 ⇒ 別紙「就業状況チェックシート」参照

〇婚約証明書 ⇒ 住宅政策課で様式を配布

- 婚約による申込みの場合は提出。

〇敦賀市パートナーシップ宣誓書受領書(受領カード)または福井県パートナーシップ宣誓書受領書

- 敦賀市または福井県パートナーシップ宣誓制度を利用したパートナーの場合は提出。

〇身体障害者手帳 ⇒ 該当する方のものを持参

- 申込者や入居しようとする方が障害者認定を受けている場合は提示。

〇母子手帳 ⇒ 該当する方(入居する予定の出産後まだ住民登録のない方)のものを持参

〇在留カード ⇒ 該当する方(入居する予定の外国籍の方)のものを持参

- 更新中の場合は、手続書類の写し等の更新期間が確認できる書類等を提出。

〇その他書類 ⇒ 現住居からの立退きを請求されている場合等に提出。

4. 入居申込と入居決定について

入居を申込まれる方は、必要書類と印鑑をご持参のうえ、市役所３階住宅政策課にて申込みをしてください。**入居者は、申込み順に先着で決定となります**。また、**一度市で受け付けした書類**(所得証明書、住民票、戸籍謄本等の添付書類を含む)**は全て公文書の扱いとなり返却できません**ので、予め了承の上、申込みする方各自で写しを取っておくなどして対応ください。

- 市役所開庁日(土・日・祝日以外)の８：３０～１７：１５に受け付けします。
- 申込書類の受け付け後、入居資格を審査し、速やかに入居の可否を電話でお知らせします。

5. 入居予定日

入居が決定した場合は、**決定の通知から１０日以内に入居**していただきます。

- 上記は「入居手続き」の期間であり、この期間中に引越し作業を完了しなければならないという訳ではありません。
- 入居時には契約書類を提出し、敷金(家賃の３ヵ月分)及び当月分の家賃を納付してください。
- 特段の理由無く、**入居決定から１０日以内に入居手続きが完了しない場合は入居の決定を取り消します**ので予めご承知ください。

6. 移住者・新婚世帯家賃支援事業(特定公共賃貸住宅家賃補助)について

本市では、**特定公共賃貸住宅への入居が決定し、他市町村からの移住者でかつ子育て世帯に該当する場合、または新婚世帯に該当する場合に、最長２年間に渡り家賃が補助されます**。

特定公共賃貸住宅への入居申込み時点で該当すると考えられる場合は、補助の申請について別途ご案内しますので、住宅政策課職員にお問合せください。

- 補助住戸：和久野団地１号棟の３ＬＤＫ住戸と２号棟の２ＬＤＫ住戸
  ※家賃補助も入居先着順ですのでご了承ください。
- 補助対象：① 県内に住所を移して３年以内の、父母が５０歳未満で子が高校生以下の世帯
  ② 入籍してから３年以内または入居の申込みから３ヵ月以内に入籍予定の世帯
- 補助内容：和久野団地１号棟は家賃８０，０００円/月の内 ３０，０００円/月を補助
  和久野団地２号棟は家賃６７，３００円/月の内 ２５，０００円/月を補助